

○ 小島委員

私も簡単に2点ほど意見だけを述べます。初めの資料、世代間による負担と給付の関係について、私も従来から言っていますように、年金制度だけでの保険料負担と給付の関係で不公平論を議論すべき、あるいは損得論を議論すべきではないという立場です。最後に高橋課長が指摘されましたように、社会保障というのは大きな歴史的な文脈の中で考えていくということからいって、単に年金制度内での損得論で議論すべきではないという立場であります。そういう意味からすると、今回出されているこの各世代毎による給付と負担の比率の問題というのは、その数字だけを使って何か議論するというのは適切ではないのではないかと思っております。その中で矢野委員から指摘されました、その際の厚生年金の場合の事業主負担をどう考えるかという点もありますけれども、それも意見としてはわかりますけれども、結局はそれを使って事業主負担を入れたとしても半分、比率が下がるという話でありますので、その議論は数字として出す、出さない程度のものではないかと思います。全体の給付と負担という関係で言えば、社会保障全体あるいはそのほかの社会制度全体の中で考えていくことが重要ではないかと思っております。それが1点目です。

2点目に、厚生年金の保険料の水準の問題、基礎年金拠出金の財政規模の問題で、ここで矢野委員も指摘されましたけれども、厚生年金から基礎年金への拠出金の保険料換算ということで出されております。例えば給付水準維持方式を見てみると、2025年、保険料換算すると5.1%ということありますので、将来の保険料見通しから、この換算率を引けば、それが厚生年金の保険料ということになりますので、私たちが主張しております税方式にした場合の保険料水準になります。私の方からの推計として、2015年時点で基礎年金を税方式にした場合に厚生年金の保険料が15%程度ということで同じような数字になります。我々の試算がそれ程間違ったものではないということで、改めて確認できる数字ではないかと思っております。以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは、翁委員どうぞ。

○ 翁委員

今回、この負担と給付の関係についてきちんと説明をされながらこの数字を出されたことは、私自身は特に若い世代に理解を求めていく上では一步進んだと思いますし、今後、今まで出てきました所得代替率とか保険料水準と並びまして、世代間格差について数字の持つ性格に十分注意しながら1つの参考として改革を評価していくという形で使っていくことができるのではないかと思います。ただ、いずれにせよ、格差の問題、格差を拡大するのではなくて、格差を是正していくというような方向で改革をすることをこの指標で検証していくことが必要だと思っています。

いくつか感想があるのですが、これは御指摘があった点ですけれども、この倍率は何を保険料負担額の計算の際に用いるかということで大きく変わってきて、従来は運用利回りでしたけれども、今回賃金上昇率を使っていて、これによって、保険料の総量は大きく異なってきます。何を前提にするかによって試算は大きく異なるということについては、きちんと今回お話があったように説明していくことが非常に重要だと思っています。

また、例えば急激に少子化が進んだ場合とか、または高位推計になった場合にどのようにしていくのかということについても、こういった指標で見ていくことができればと思っています。

この比較で見る限り、世代間格差の是正という観点からは、給付水準維持方式よりも保険料固定方式、保険料固定方式の中では実績準拠法よりも将来見通し平均化法というような回答が出てくるかと思うのですが、一方で、今まで議論に出てきていますように、今回の保険料固定方式は少子化の分を織り込ん

でいますけれども、例えば高齢化とか経済成長が、先ほど若杉先生からもお話がありましたけれども、幅のある見通しをとっているわけですけれども、これがぶれるといったときにどういう形でリスクを、どの世代が負担していくのかということに関しては必ずしも決まっていないわけで、それをどのように世代間で分かち合っていくのかということについても議論をしていくことが必要なのではないかと思っております。

それから、今日お示しいただいたものでもよくわかるように、保険料固定方式に移行するだけでは大きな格差の問題は是正されないわけで、これは今の経済社会の少子化、経済成長が大きなテーマになってくるわけで、こういったことをいいシナリオに持っていく方向で改革を考えていくことが必要ですし、同時に、この保険料固定方式だけで改革できない部分については、いろいろな角度から検討して安心できるような、そしてかつ若い世代が理解できるような改革にしていく必要があるということを感じました。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。岡本委員。

○ 岡本委員

世代間の格差の問題で、今の現役の皆さん方が感じておられる意識なりについての背景を、私は2つの側面から理解しています。1つは今日詳しく御説明いただきましたように、今の保険制度を通じていくら負担していくら給付があるか、こういう数字上の問題で、これは歴史的な背景等々踏まえて、今日の御説明があって、それはそれで私は理解しておりますが、少子高齢化が進む中で、現役の方々は今後どのように保険料の負担が増えしていくのだろうかということについての不安は現実問題としてたくさんあるわけであります。そういう不安の中で自分たちの周囲を見ると、高齢者の中には相当数の余裕のある方が多くいらっしゃるのではないかと。したがって、保険の中で自分たちの給付と負担の問題だけでなくして、何らかの形でそういう高齢者の方々なり既受給者の方々が、支え手として年金の財政に貢献してもらえないのだろうかという期待はあるわけでありまして、そういう意味で、その議論というのは国庫負担の在り方の議論にもなるでしょうし、既受給者の税制の問題等々にもなるでしょうし、そういう部分についても、今回全体の制度改革の中できちんとメッセージというか、考え方もそれなりに整備するということが現役の方々のそういう背景にある気持ちに対して応えられるものになるのではないかというように感じておりますので、その辺について意見を申し上げておきたいと思います。

○ 宮島部会長

ありがとうございます。あまり時間ないので、どうぞ、堀委員。

○ 堀委員

それでは、簡単に2点だけ述べます。1つは、世代間の公平についてです。1ページの資料のようなことを私は十数年前から述べていて、こういうことを数字で出していただくということは大変ありがたい。しばしば世代間の公平について、2つの問題を混同しているのではないかと思います。1つは、いわゆるバース・コーホート・プロブレム（出生コーホート問題）です。これは1940年代に生まれた人と1960年に生まれた人の損得の関係です。もう一つ、エイジ・グループ・プロブレム、これは年齢グループ問題ということで、現在の高齢者と現在の若者について不公平があるかどうかという問題ですが、これらは分けて考えた方がいいと思います。前者の出生コーホート問題というのは、それを取り巻く社会経済の情勢が違ってくるので、こういうことを議論するのは私は意味がないと思っています。特に年金制度の中だけで議論するのは意味がないと思います。例えば、私はよく言うのですが、私は戦時中生まれなのですが、戦後はひもじくて何も食べるものがなかったが、今は飽食の時代であるというように、

社会経済が違っているのに年金だけで世代間の公平を議論してもあまり意味がありません。それから、年齢グループ問題というのは、今の若者の賃金と比べて年金水準は高いか、低いかという問題ですが、この問題は議論する必要があります。

2点目ですが、先ほどから基礎年金を税方式にした場合、保険料が下がるという議論が出ているのですが、保険料を下げてもその分税金が上がるるので、マクロ的に見れば同じです。だから保険料が下がるということだけで税方式にするというのは私はあまり理由がないと思っています。以上です。

○ 宮島部会長

それでは、もう既に、後半お願いしております総括的な意見にも関わる議論がございまして、一部そこに入っていると思います。ですから、またそのときに、今、御発言の機会なかった方にはまた改めて御意見をいただくことにいたしまして、それでは、20分まで、ごく短時間でございますが、休憩をとりたいと思います。20分に再開したいと思いますので、少し息を抜いていただきたいと思います。

(休 憩)

○ 宮島部会長

再開いたします。前回、審議整理メモにつきまして、委員の方から御意見をいただきまして、その中で、構成をもう一度考え方直したいというのが私たちの意見でございました。それから、もう一つ、特に改正の視点と体系について多くの意見が集中いたしましたので、私と神代委員から、事務局に対しまして、1つは構成について、少しこういう形で変えてはどうかという点を指示しました。

もう一つは、特に視点と体系につきましては、こういう形の書き方ですと、なかなかニュアンスが伝わりにくいので、そのところはある程度意見書を少し意識して文章化してみたらどうかということで作業を行いました。細かい字句までは私たちも見ておりませんが、まだ骨格が出来ていないなどたくさんあると思いますけれども、その点をまず今日は事務局から、簡潔に説明をしていただきます。その後、意見書が本日出ておりますが、それについて説明を伺って、そこから本格的な総括審議に入りたいと思っております。それでは事務局から簡潔によろしくお願ひします。

○ 高橋総務課長

まず、資料3「審議整理の構成」でございます。これは前回の部会で提出した「審議整理の構成」の修正でございます。基本的には大きく3つに分けておりまして、「基本的な視点」、「個別論点についての考え方」、「公的年金制度の運営」ということで、制度の実態的な中身というよりも運営の仕方をどのようにするかということで少し分けております。

あと、ご覧いただければおわかりになりますが、3の「給付と負担の在り方」で、保険料固定方式、マクロ自動調整などは、何本か項目を立ててありますが、給付と負担の見直し方向に入れております。そのほか、障害年金の立て方、積立金の役割と経済前提、そういうものについて変更を加えております。

それから、資料4でございますが、今、部会長からお話をございましたように、まさに基本的な視点と公的年金制度の基本的な考え方と背景というものについて多少文章化をしております。これ自体、まだ審議の整理メモということで、全体の文章にしようとする場合、若干御意見いただいてない部分などがありますが、今まで出た御意見等を文章化したものが大体こんな感じかなということでございます。読み上げはいたしませんが、「基本的な視点」のポイントとして、括弧の中をたどっていただければわかりますが、（国民皆年金の堅持・持続可能な制度の構築）、（制度に対する信頼性の確保）、（公的年金制度の体系の在り方）、在り方そのものの議論は後の方に持っていっております。それから（給付水

準の在り方）、（給付と負担の透明性・わかりやすさ）、（ライフコースの多様化への対応）、この辺が次の改正に望む姿勢、あるいは基本的な視点ということでございます。

それから、（社会保障制度全体としての視点）と書いていますが、ここは、今、私どもでもう一回見てみると、総合的な検討ということで、国民負担率の議論をするのはちょっと違うのかなという気がしておりますけれども、それは次に向けての作業の中で紹介をしていきたいと考えます。

それから、「公的年金制度の体系」ということで、これは構成の2番目でございますが、これにつきましては、さらに今後とも検討を続けていくのが最良ではないでしょうか。もちろん現行の方式を維持するという話もありますが、もう一つは、基礎年金は税方式で2階は社会保険の方式、全体の体系について報酬比例方式の体系にするべきではないかといった議論は出ています。それについての特徴を書いてございますが、ただ、いずれにしても、それぞれの場合の前提条件の成熟度合がまだではないかということで、「基礎年金を税方式にすることや、報酬比例年金への一本化及びその場合の税財源による補足的給付を組み合わせることには様々な制約条件が存在しており、現行制度に替わるものとして次期改正で実現を目指すべき選択肢となる状況には至っていない。」ということで、そのままずっと議論を続けていくのか、このままにするのか、それとも現在の制度の下で、もう一回きちんと給付と負担の関係を中心にして措置を講じるかということについては、そこは放置はできないということで、最後に書いてありますように、「現行制度の下にあっても将来世代の負担が過重なものとならず、必要な給付を確保していく措置を講じるべきである。」ということで結論づけているということでございます。以上でございます。

○ 宮島部会長

これについても、後ほど議論の対象にしていただくというのは当然でございますので、それでは、今日は前回に引き続きまして、前回の審議整理メモについて御意見いただいた中で、前回出されました御意見をいくつかはこういう形でとけ込ませるということをしておりましたけれども、まだ、必ずしも今後の意見書の取りまとめの中でなかなか難しい問題も残っておりますので、特に第3号被保険者制度や、先ほど矢野委員からも意見がございました短時間労働者の適用拡大の問題も含めて、いくつか前回の議論で必ずしも私たちとしても方向性なり、書き方ということについてまだ難しい点ございましたので、それらの点にやや重点を置きながら、これから御意見いただきたいと思います。併せてただいまの構成、基本的な視点、体系につきましても、御覧いただいて御意見いただきたいと思っております。

まず初めに、前回の部会の後、井手委員、今井委員、大澤委員から意見の提出がございました。大澤委員は今日御欠席でございますので、大澤委員の概要を御説明の後、井手委員、今井委員に御説明いただいて、それから全体についての総括的な議論に入りたいと思っております。それでは、事務局から大澤委員の御意見を簡単に御説明いただけますか。

○ 高橋総務課長

大澤委員の意見書の要点は、パート適用の拡大を行うべきであるというのが御趣旨というふうに理解いたしております。今の雇用状況の中では、男女格差が縮小している方向であるけれども、女性の間での雇用形態（フルタイムかパートか）による格差は拡大しているということでございます。あとは、失業率なり賃金水準、それについての現状の数字の御説明ありますが、ここは時間の関係で省かせていただきます。

最後に「所見」と書いてありますが、これはパートの処遇が相対的に低下している原因、これはフルタイム雇用労働者に対するパートタイマーの処遇が相対的に低下している原因ということですが、これは労働力の供給圧力とともに、いわば能力発揮を自粛させる課税最低限の103万円の話と、年金制度、健

康保険制度における扶養の認定の基準の130万円の壁は否定できないとおっしゃっています。パートタイム労働者に社会保険の適用を拡大することによって、フルタイム・パート間の賃金格差を是正すれば、正社員の雇用の収縮を止める効果も期待できる。パートへの適用を実施すれば、フルタイム・パートタイム間の賃金格差も是正できるだろう。そうすれば正規雇用へのいい影響も出るのではないかというの意見の御趣旨と理解いたします。

それから、私どもメモをいただきまして、大澤委員からは、途中に書いてある事実の問題については、井手委員からのお話についてバックデータになるはずですというお話をいただいております。

○ 宮島部会長

それでは、井手委員お願ひします。

○ 井手委員

前回の審議整理メモが非常に「女性と年金」のことに関して意見としては大変拡散していて、実際に論議された以上に抽象的な印象を与える構成となっていたのではないかと思っておりましたが、前回にはそうした対案を持っておりませんでしたので、今回出させていただいております。

私は前回の審議整理メモはあくまでも審議整理メモと思っておりましたけれども、「意見書骨子」というような形で新聞記事も出ておりまして、その中で第3号被保険者制度の見直しや離婚時の年金分割については各論併記で先送りの可能性もありというような読まれ方もしているということも大きな危機感として持ったということから、今回、審議整理メモをこのように分類したらどうかということで参考資料をお付けをしたわけです。先ほど部会長のお話ですと、審議整理メモをバージョンアップしていくというプロセスはこの中ではとらずに、ここに今日ありますような文章での再整理ということですので、少し方向性として違うことをしてしまって恐縮という感じもあるのですけれども、その上での参考にしていただければというふうに思っております。

特に「女性と年金」について、この構成をとった場合、第3号と遺族年金と離婚時の年金分割については、委員の方の意見は確かに非常に幅があると思いますけれども、その現状認識、特に雇用機会ですか賃金の男女格差が現在どうなっていて、それが将来こうなるんだろうということに関する認識の違いによって大まかに分けられるのではないかでしょうか。そういう意味では、今後、多くの方々がこの問題をどうとらえるかについて、どういう認識に立つかによってそれぞれの解決策、選ぶべき案が生まれてくるということからまとめるべきではないかという意見でございます。

特に、私自身が各論を審議する中で、第3号から順番に行ってきましたので、第3号被保険者制度における夫婦の年金分割ということだけを考えたときには、基礎年金をそのままにして報酬比例部分だけを分割するということでは公平性の問題が解決されないと、あるいは3号にとどまる人が多くなるということで反対意見を持っていたわけですけれども、この遺族年金まで通して考えてみたときには必ずしも今はそういう意見を持っておりませんで、やはり一番男女格差の大きい遺族年金に関しての意見のとらえ方から整理して、なおかつそれが特に1／2、3／4、3／5というような数字にも非常にあらわれているのではないかと思います。

そういうものから離婚時をどうするか、あるいは離婚時を考えれば、婚姻期間中の夫婦の年金分割をどう見るかということで軸が通ってくるのではないかという意味でも、どのスタンスに立った意見かという分類ができれば、3号、遺族年金、夫婦の年金分割を通して論議をまとめられるのではないかと思っております。

その上で、特に基礎年金制度をどうするかによって、例えばこの「8月20日の部会における議論を踏まえての再整理」の中にも出てくるわけですけれども、ここでは社会保険方式をとるということで、そ

の他の意見として税方式と報酬比例との意見があったというような位置付けで書かれておりますけれども、非常にこのものが目指している公的年金制度体系の在り方の中での世代間、世代内、職業間、男女間のバランスの問題、ライフコースの多様化への対応をしていくために、税方式や報酬比例の一本化というものが大いに貢献する面もある中で、ここである1つの案に軸足を置いてしまうと、その後に出てくる税方式、あるいは報酬比例を前提とした意見がおのずと軽く扱われることになるのではないかということを懸念しております。最初の部分でどこかに軸足を置いてしまうと、その後の議論が非常に方向性が定まってしまうということがないようなニュートラルな扱われ方が必要ではないかと思っております。以上です。

○ 宮島部会長

あとは、何か御意見がありましたら、その中で細かい点についてはまた御説明いただくことになると思います。それでは、今井委員どうぞ。

○ 今井委員

私の方は、前回の20日の部会で提出された「審議整理の構成」のときに、今まで議論されていた「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方」という論点が消えていきそうな不安感を持ちまして、あえて今回こういうことをもう一度頭の中に置いて考えていただきたいということで意見書を出させていただきました。

21回目にありました社会保障審議会の意見書の中にも書いてありましたように、ここを主体に考えたこれから見直しをあえてしていただきたいということで、再度意見書という形で出させていただきましたので、その点、よろしくお願ひいたします。以上です。

○ 宮島部会長

わかりました。それでは、今、3人の委員からそれぞれ意見書の説明がございましたので、それを踏まえて、前回の続きでございますけれども、審議整理メモ、本日の構成案、視点、体系等につきまして、文章化したものがございますが、それらを含めて一括御議論をいただきたいと思います。なるべく今日皆さんの御意見を伺って、次回には少し全体を文章化したものとして御議論をいただきかなければならぬだろうと思っておりますので、今日若干時間を延長するかもわかりませんが、渡辺委員どうぞ。

○ 渡辺委員

特に3号の問題についての意見を申し上げたいと思います。私は前回欠席したのですが、前回の各委員から出された意見というものは拝読いたしました。その中で、特に3号問題については、この年金部会で結論を出すべきであるいろいろな意見が提起されているけれども、結論を出すべきであるという意見が見られました。あるいはそれが年金部会の役割であるといったような趣旨の御発言もあったように、私は拝読いたしましたけれども、私は反対であります。3号につきましては、今も御指摘があったように、いろいろな意見が出ておりまして、まとまるものだったら年金部会として一本化するといった意見書を出すのは賛成ですけれども、どうもこれはいろいろな意見が出ているので、これを素直に反映した年金部会としての意見を出すのが筋であって、決定するのは行政府であり、あるいは立法府の仕事であって、私たち年金部会がそこまで強引に決定し、それを行政府や立法府に対してこれを実現しろという権限まではないと私は認識しております。つまり審議会整理といったものは廃止すべきであって、あくまでも意見を出すべきであるというのが私の考え方であります。ましてや、この問題につきましては、これから共働きの問題等々、今後考へていきますと、将来にわたって3号の問題を今この時点で、私たちが意見が分かれている段階で決定するということはなかなか難しいというのもありますので、素直に各意見を併記すべきであると考えます。以上であります。